

件 名	愛媛県公告式条例の一部を改正する条例
主 管 課	私学文書課
根拠法令等	地方自治法

#### 【改正の概要】

従来、条例の公布に当たっては、地方自治法及び愛媛県公告式条例の規定に基づき、公布原本に知事が署名のうえ公布を行ってきたところであるが、地方自治法の改正により、当該署名に代わる措置（電子署名）が可能となったため、あわせて当該条例を改正し、本県においても知事の電子署名による条例公布を可能とするもの。

また、本改正を機に、規則の公布に当たっても簡素化（公布原本への「記名押印」→「記名」）を図ることとし、あわせて所要の改正を行うもの。

<参考>

地方自治法（下線部が改正による追加部分）

第 16 条第 4 項

当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

施 行 日	公布日
-------	-----

#### 【その他参考事項】